

(農林水産委員会)

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一五号)

(衆議院提出) 要旨

本法律案は、悪質な食品偽装表示事件が多数発生している状況にかんがみ、食品の原産地を偽装した販売者に対し、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく、罰則を適用する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の目的として、農林物資の生産及び流通の円滑化、消費者の需要に即した農業生産等の振興並びに消費者の利益の保護を明示することとする。

二、食品の製造業者等は、品質表示基準に従い、農林物資の品質表示をしなければならない旨の規定を新たに設けるとともに、農林水産大臣等は、品質表示基準違反に係る是正の指示又は命令を行うときは、その旨を公表することとする。

三、食品の販売者が原産地(原材料の原産地を含む。)を偽装した場合は、農林水産大臣等による是正の指示又は命令を経ることなく、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処することとする。

四、この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行することとする。